幼児専用車に適用される要件

保安基準第1条
◆幼児専用車の定義

保安基準第22条
◆座席寸法要件
◆補助座席の装備禁止

保安基準第22条の3
◆座席ベルトの装備要件の除外

保安基準第23条
◆通路の設置義務
◆通路寸法要件

保安基準第24条
◆立席の設置禁止

保安基準第26条
◆非常口の設置義務
◆非定口の寸法等

保安基準第18条
◆車体への表示

保安基準第25条
◆乗降口の設置義務
◆乗降口の寸法等要件

注：この他、原動機、制動装置等の自動車の基本性能に関わる要件が適用される。